

難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する意見書（案）

日本は、欧米諸国と比較して難聴者率に大差はないが、補聴器使用率は低い。世界保健機関（WHO）は、中等度難聴から補聴器を使用することを推奨しており、日本においても普及が求められる。

難聴者の割合は、60歳代後半で3人に1人、75歳以上で7割を超えるとの調査報告がある。加齢性難聴は、社会的孤立につながり、生活の質が低下する大きな要因になる。また、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されている。

身体障害者手帳の交付対象となる高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により原則1割負担で補聴器を購入できるが、中等度難聴の場合は制度の対象外となる。既に、補聴器の購入費を医療費控除の対象とする仕組みはあり、中等度難聴者の補聴器購入に対する補助を行う自治体が増加しているが、難聴者への普及を促進するためには、公的補助のより一層の充実が必要である。

補聴器の更なる普及は、生活の質を低下させず、心身共に健やかに過ごすことを可能にし、ひいては健康寿命の延伸にもつながる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		